

2024年4月26日

「報酬型DR契約約款」改定のお知らせ

当社は、「報酬型DR契約約款」について、以下の通り変更することとしましたので、お知らせいたします。

1. 報酬型DR契約約款の変更内容

(1) 第4条 契約の成立と契約期間

申込をお断りするケースの規定

- ・一般送配電事業者が設置して保有する記録型計量器がスマートメーターではないとき
- ・お客さまが、当社が提供する「よんでんコンシェルジュ」サービスに登録していないとき

(2) 第7条 計量

低圧でご利用されるお客さまの実需要電力量の取り扱いを規定

(3) 第9条 応動結果の算定

需要調整電力の算定対象外となるケースを一部削除

(4) その他規定上の文意の明確化

2. 実施日

2024年5月1日

なお、上記変更に伴い、お申込み等の手続きは必要ありません。

以上